



島根県報

平成30年3月23日（金）

号外第26号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管規程】

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程	2
県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程	5
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程	5

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3 月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 1 号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 3 号」を「第 4 号」に改める。

第 6 号様式の 1 中「第 3 号」の次に「、第 4 号」を加える。

第 6 号様式の 2 の備考 4 中「島根県知事候補者ビラ」の次に「、島根県議会議員選挙にあつては「島根県議候補者ビラ」」を加える。

第24号様式の 2 を次のように改める。

第24号様式の2 (第46条の2)

(その1) 衆議院小選挙区選出議員、参議院島根県選出議員及び知事の選挙の場合

何選挙選挙公報掲載文原稿用紙 (何 選 挙 区)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">事前審 査済印</td> <td style="width: 50px; height: 40px;"></td> </tr> </table>	事前審 査済印		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">候補者氏名</td> <td style="width: 80%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡場所</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡者氏名</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	候補者氏名		連絡場所		連絡者氏名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px 0 10px 10px;">正 ・ 副</td> </tr> </table>	正 ・ 副
事前審 査済印											
候補者氏名											
連絡場所											
連絡者氏名											
正 ・ 副											
<table border="1" style="width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; height: 300px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px;">写 真</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px;">氏 名 欄</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px;">写 真</td> </tr> </table>	写 真		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px;">氏 名 欄</td> </tr> </table>	氏 名 欄			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px;">写 真</td> </tr> </table>	写 真									
写 真											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px;">氏 名 欄</td> </tr> </table>	氏 名 欄									
氏 名 欄											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">※受付日時</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">※受付番号</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">※受付者印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			※受付日時	※受付番号	※受付者印						
※受付日時	※受付番号	※受付者印									
(※印の欄は記入しないこと。)											
備考 氏名欄には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記入すること。											
島根県選挙管理委員会											

備考 1 衆議院小選挙区選出議員選挙の場合は、選挙区名を記載する。

備考 2 記載欄には、記載の便のため淡青色の罫を引くものとする。

(その2) 県の議会の議員の選挙の場合

島根県議会議員選挙選挙公報掲載文原稿用紙

事前審査済印	
--------	--

選挙区名	選挙区	正 ・ 副
候補者氏名		
連絡場所		
連絡者氏名		

	写真
	氏名欄

※受付日時	※受付番号	※受付者印

(※印の欄は記入しないこと。)

備考 氏名欄には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記入すること。

島根県選挙管理委員会

備考 記載欄には、記載の便のため淡青色の罫を引くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 3 月 1 日から施行する。ただし、第24号様式の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の選挙運動等実施規程第 9 条、第 6 号様式の 1 及び第 6 号様式の 2 の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 2 号

県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程

県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程（昭和42年島根県選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「島根県議会議員の選挙公報の発行に関する条例」を「島根県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例」に、「」及び「」を「）、」に改め、「公費負担条例」という。）の次に「及び選挙運動等実施規程（昭和30年島根県選挙管理委員会規程第 3 号。以下「運程」という。）」を加える。

本則中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 公費負担条例第 7 条の規定によるビラの作成の契約締結の届出

本則中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第142条第 1 項第 4 号の規定によるビラの届出

本則に次の 1 号を加える。

(12) 運程第 9 条の 2 第 2 項の規定による選挙運動用ビラ証紙交付申請

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 3 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年島根県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その2、第2号様式その2及び第3号様式その2中「何選挙」の次に「(何選挙区)」を加える。

第5号様式中「何選挙」の次に「(何選挙区)」を加え、同様式備考4(1)中「115,000枚」の次に「(島根県議会議員選挙にあつては、16,000枚)」を加える。

第8号様式中「何選挙」の次に「(何選挙区)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の島根県議会議員及び島根県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。